

デジタル庁
○ 令第十四号
総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年八月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていない

ものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第十条の二の二 法別表十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕 略</p> <p>二 医師法による医師免許証、再教育研修修了登録証又は臨床研修修了登録証に関する事務</p> <p>〔三〕 略</p> <p>四 医師法第七条の二第二項の再教育研修を修了した旨の医籍への登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>五〇 略</p> <p>第十条の三 法別表十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕 略</p> <p>二 歯科医師法による歯科医師免許証、再教育研修修了登録証又は臨床研修修了登録証に関する事務</p> <p>〔三〕 略</p> <p>四 歯科医師法第七条の二第二項の再教育研修を修了した旨の歯科医籍への登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>五〇 略</p> <p>第十条の四 法別表十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕 略</p> <p>二 保健師助産師看護師法による保健師免許証、助産師免許証若しくは看護師免許証又は再教育研修修了登録証（同法第十五条の二第一項に規定する保健師等再教育研修を修了した者に交付される再教育研修修了登録証に限る。）に関する事務</p> <p>〔三〕 略</p> <p>四 保健師助産師看護師法第十五条の二第三項の保健師等再教育研修を修了した旨の保健師籍、助産師籍若しくは看護師籍への登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>五〇 略</p> <p>第十条の五 法別表十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕 略</p> <p>二 保健師助産師看護師法による准看護師免許証又は再教育研修修了登録証（同法第十五条の二第二項に規定する准看護師再教育研修を修了した者に交付される再教育研修修了登録証に限る。）に関する事務</p> <p>〔三〕 略</p>	<p>第十条の二の二 「同上」</p> <p>〔一〕 同上</p> <p>二 医師法による医師免許証又は臨床研修修了登録証に関する事務</p> <p>〔三〕 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>四〇 同上</p> <p>第十条の三 「同上」</p> <p>〔一〕 同上</p> <p>二 歯科医師法による歯科医師免許証又は臨床研修修了登録証に関する事務</p> <p>〔三〕 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>四〇 同上</p> <p>第十条の四 「同上」</p> <p>〔一〕 同上</p> <p>二 保健師助産師看護師法による保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証に関する事務</p> <p>〔三〕 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>四〇 同上</p> <p>第十条の五 「同上」</p> <p>〔一〕 同上</p> <p>二 保健師助産師看護師法による准看護師免許証に関する事務</p> <p>〔三〕 同上</p>

四 保健師助産師看護師法第十五条の二第四項の准看護師再教育研修を修了した旨の准看護師
籍への登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に
関する事務
五 十 〔略〕

〔新設〕
四 九 〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。